

原子力政策の行動指針案 地域に押し付けられるリスク

2026年7月6日

原子力規制を監視する市民の会

阪上 武

今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）

令和5年4月28日策定

令和8年X月XX日一部改正

原子力関係閣僚会議

DXやGXの進展による電力需要増加の見込みや、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりによるエネルギー安全保障の重要性増大など、原子力を取り巻く環境は大きく変化している。昨年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画においては、「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠」とされ、**不断の安全性追求や立地地域との共生・国民各層とのコミュニケーション、バックエンドプロセスの加速化、既設炉の最大限活用、次世代革新炉の開発・設置、持続的な活用への環境整備、サプライチェーン・人材の維持・強化、国際的な共通課題の解決への貢献**といった各項目について、**国が前面に立って責務を果たしていくこととしている**。こ

(0)原子力発電の見通し・将来像

(1)原子力を長期的に活用していく上での大前提

① 不断の安全性向上

② 立地地域との共生

③ 国民各層とのコミュニケーション

(2)再稼働の加速・既存炉の最大限活用

① 再稼働の加速

② 運用高度化による安全性向上・設備利用率の維持・向上

③ 運転延長認可制度の着実な執行

(3)新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置

(4)核燃料サイクル・廃炉・最終処分のプロセス加速化

① 核燃料サイクルの推進に向けた取組

◆基準地震動不正事件

・中部電で原子力土建部からの指示に基づき、委託先がデータを入れ替えていた。原子力土建部は、施設の耐震設計を担当する部門にも確認しながら不正を行っていた。

・中部電は調査が始まった後、これまでに計算した225件の代表波のうち69件でデータを操作していた。データが不自然に見えないよう整える狙いがあったとみられる。

→「規則充足にとどまらない継続的な安全性向上」というが「規則充足」すらできない状況。監督官庁としての責任は？

→電気事業法に基づく運転延長認可制度の審査項目に「法令順守」がある。

②立地地域との共生

立地地域の実情やニーズに即した地域振興支援や、新産業・雇用創出を含む将来像を自治体・国・事業者が共に描く取組など、対象地域から高い評価を得たグッドプラクティスの他地域への横展開等を進める。また、災害に対する地域住民の不安の声や自治体の業務負担の増大等も踏まえ、人材育成を含めた自治体の取組への支援、避難道路の整備など防災対策の見直しと不断の改善に向けた官民連携等を進め、防災対策の一層の充実・強化を図る。

ii) 避難計画の策定や防災体制の充実・強化に向けた支援の強化

- ・令和6年能登半島地震での経験や今後想定される南海トラフ地震を踏まえた大規模な自然災害と原子力災害との「複合災害」を想定しつつ、住民避難や屋内退避、避難道路の整備など防災体制の充実に向けた取組に対する、関係省庁との連携を通じた支援の強化

③国民各層とのコミュニケーション

エネルギー利用に関する理解・受容性を確保していくため、国や事業者等からの画一的・一方通行的な情報提供にとどまらず、コミュニケーションを行う目的、対象の再整理・明確化を行った上で、幅広い層との間での開かれた対話に向けて、コミュニケーションの手段を多様化し、国も前面に立って質・量の強化・充実を図りつつ、丁寧な説明を尽くしていく。

また、こうしたコミュニケーションの内容を踏まえて、国・事業者等の取組内容に対する振り返りを継続的に行いながら、今後の改善に向けた検討に活かしていく。

ii) コミュニケーション手段の多様化による広報の質・量の充実・強化

- ・政策の説明会や対話型意見交換会、有識者も参画したシンポジウムの開催等、
双方向のコミュニケーション・意見交換機会の深化・充実

◆避難計画について

行動指針(案)は「原子力を長期的に活用していく上での大前提」として、「立地地域との共生」をあげ、その中で、「能登半島地震での経験や今後想定される南海トラフ地震を踏まえた大規模な自然災害と原子力災害との『複合災害』を想定しつつ、住民避難や屋内退避、避難道路の整備など防災体制の充実に向けた取組に対する…支援」を行うとしている。しかし、現状において、避難計画の実効性は確認されておらず、特に地震や津波、豪雪などとの複合災害において、避難ができない問題はなんら解決されていない。行動指針(案)には「災害に対する地域住民の不安の声…の増大等も踏まえ…防災対策の一層の充実・強化を図る」とあるが、住民の声を聞く場もなく、「大前提」にあげている「国民各層とのコミュニケーション」も実施されていない。

◆避難計画について

避難計画・防災体制については抜本的な見直しが必要であり、住民のリスクを回避するため、既設炉の稼働を一旦止め、住民の声を丁寧に聞くところから行動すべきではないか。

(2) 再稼働の加速・既設炉の最大限活用

①再稼働の加速

②運用高度化による安全性向上・設備利用率の維持・向上

安全性確保を大前提に、運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組み、プラントの安全性を高めることで、設備利用率の維持・向上にも繋げる。

- ・ A T E N A による P W R プラントの 15 ヶ月運転導入及び更なる運転サイクルの長期化に向けた技術的検討、規制手続の明確化に向けた規制当局との議論
- ・ 事業者による、安全性の確保を大前提とした効率的な定期検査の実施に向けた、点検作業の合理化やデジタル技術の活用等の内外の取組の分析・良好事例の導入

◆「既設炉の最大限活用」により増大するリスクについて

行動指針(案)は、「原子力を長期的に活用していく上での大前提」として、「不断の安全性向上」をあげている。他方で、「再稼働の加速・既設炉の最大限活用」として、再稼働の促進と15ヶ月連続運転の導入や点検作業の合理化等による設備利用率の向上、さらには運転延長認可制度の確実な執行を行うとしている。

「再稼働の加速・既設炉の最大限活用」は「不断の安全性向上」に反し、事故の危険性を高め、周辺住民に多大なリスクを負わせることになるのではないか。

(4) 核燃料サイクル・廃炉・最終処分プロセス加速化

①核燃料サイクルの推進に向けた取組

六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場の竣工を官民の総力で成し遂げるべく、最終盤の設工認審査や、その後の使用前検査等を确实・効率的に進めるとともに、操業に向けた防災体制の構築や、平和利用を担保する保障措置体制の抜本強化及び長期安定利用のための取組などを進める。プルサーマルの推進強化や使用済MOX燃料の再処理技術の確立に取り組む。事業者間の更なる連携強化を進めつつ、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に取り組む。政策の理解活動に、国も事業者とともに前面に立ち主体的に対応する。

◆六ヶ所再処理工場について

行動指針(案)は、「核燃料サイクルの推進に向けた取組」として、「六ヶ所再処理工場…の竣工を官民の総力で成し遂げる」としたうえで、「設工認審査や、その後の使用前検査等を确实・効率的に進める」としている。六ヶ所再処理工場は、ガラス固化の工程で技術的な困難を抱えているが、事業者は、ガラス固化試験を再処理工場の竣工後に先送りしようとしている。ガラス固化ができなければ、リスクの高い高レベル廃液が溜まることになる。また、アクティブ試験の際に、2008年にガラス溶融炉が設置された区画(セル)などが放射能で汚染され、立入ができない区画(レッドセル)が生じ、耐震安全工事やそのための点検すらできない状況にある。こうした状況で六ヶ所再処理工場の竣工を急がせることは、放射能放出の危険性を著しく高め、周辺住民に多大なリスクを負わせることになるのではないか。

iii) 使用済燃料対策の推進

- ・ 中間貯蔵施設について、

- 東日本では、青森県むつ市において、2024年11月に操業が開始されたむつ中間貯蔵施設での2棟目増設を事業者が検討中
- 西日本では、山口県上関町において、事業者による立地可能性調査が実施され、2025年8月に上関町に報告

- ・ こうした中間貯蔵施設や、原子力発電所の敷地内での乾式貯蔵施設について、リサイクル可能な有用資源である使用済燃料を一時的に貯蔵し、原子力発電による電力の安定供給に貢献する、核燃料サイクル政策上の重要施設との認識の下、地元理解を前提として建設・活用を促進

◆使用済燃料について

行動指針(案)は、「使用済燃料対策の推進」として、「中間貯蔵施設や、原子力発電所の敷地内での乾式貯蔵施設について、リサイクル可能な有用資源である使用済燃料である使用済燃料を一時的に貯蔵し、原子力発電による電力の安定供給に貢献する、核燃料サイクル政策上の重要施設との認識の下、地元理解を前提として建設・活用を促進」とあるが、現実には、各地の原子炉の燃料貯蔵プールで行き場のない使用済燃料が溢れる状況を解消するために、どこにも行き場がなく「核のごみ」と化した使用済燃料を、「リサイクル可能な有用資源」「一時的に貯蔵」などと偽って地域に押し付けているだけである。使用済燃料を地域に押し付けるのをやめ、これ以上増やさないよう行動すべきではないか。